○三豊市遺児年金条例

平成18年1月1日

条例第115号

改正　平成22年3月30日条例第10号

平成26年6月30日条例第19号

(目的)

第1条　この条例は、父母又はその一方を死亡等により失った児童(以下「遺児」という。)の保護者に、遺児年金(以下「年金」という。)を支給することにより、遺児の健全な育成を助長するとともに、福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条　この条例において「遺児」とは、市の区域内に住所を有する義務教育終了前の者であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1)　父母が死亡した者

(2)　父又は母が死亡した者

(3)　父母又はその一方が1年以上生死不明である者

2　この条例において「保護者」とは、市の区域内に住所を有し、かつ、親権を行う者又は、未成年後見人その他の者で、現に遺児を監護するものをいう。

3　この条例において「受給権者」とは、次条第2項の規定により、年金の支給の決定を受けた者をいう。

(申請及び決定)

第3条　保護者は、この条例の定めるところにより、年金の支給を申請することができる。

2　市長は、前項の規定による申請に基づき支給の可否を決定し、その旨を受給権者に通知するものとする。

(年金の額)

第4条　年金の額は、遺児1人につき年額12万円とする。

(支給の期間及び時期)

第5条　年金の支給は、受給権者が第3条第1項の規定による支給の申請をした日の属する月の翌月から始め、年金を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

2　年金は、受給権者に対して毎年3月、7月及び11月(以下「支給期月」という。)の3期に、それぞれの月までの分を支給するものとする。ただし、支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の年金は、その支給期月でない月であっても、支給するものとする。

(資格の喪失)

第6条　受給権者又は遺児が次の各号のいずれかに該当する場合は、受給権者は、年金を受ける資格を失う。

(1)　受給権者又は遺児が市の区域内に住所を有しなくなったとき。

(2)　遺児が死亡したとき。

(3)　遺児が義務教育を終了したとき。

(4)　遺児がその家において養子縁組をし、又は家を去ったとき。

(5)　遺児の父又は母が再婚(事実上の婚姻関係を含む。)したとき。

(6)　年金給付辞退の届出があったとき。

(7)　前各号に準ずる者で、市長が年金の支給が適当でないと認めたとき。

(譲渡等の禁止)

第7条　保護者は、年金を受ける権利を譲渡し、又は担保に供することができない。

2　保護者が前項の規定に違反したときは、市長は、年金の支給を停止することができる。

(年金の返還)

第8条　市長は、偽りその他不正の行為により年金の支給を受けた者に対して、既に給付した年金の返還を命ずることができる。

(委任)

第9条　この条例で定めるもののほか、施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

(施行期日)

1　この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2　この条例の施行の日の前日までに、合併前の高瀬町遺児年金条例(昭和49年高瀬町条例第1号)、山本町遺児年金条例(昭和48年山本町条例第11号)、三野町遺児年金条例(昭和47年三野町条例第11号)、豊中町遺児年金条例(昭和49年豊中町条例第5号)、詫間町遺児年金条例(昭和49年詫間町条例第629号)、仁尾町遺児年金条例(昭和47年仁尾町条例第10号)又は財田町遺児年金条例(昭和45年財田町条例第12号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則(平成22年条例第10号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附　則(平成26年条例第19号)

この条例は、平成26年7月1日から施行し、この条例による改正後の三豊市遺児年金条例の規定は、平成26年4月1日から適用する。